

第8章. 地域公共交通計画（案）の検討

8-1. 地域公共交通計画の要件整理

1) 地域の実情に応じた適切な交通手段の導入を検討

地域公共交通会議においては、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便性の向上を図るため、責任ある議論が行われることが求められる。その際、路線定期運行を中心に整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意する必要がある。

2) 地域の移動ニーズの把握

地域公共交通会議において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。

3) 地域の実情に応じた交通手段の検討

地域公共交通会議では、地域の実情に応じた適切な運行の態様について十分な協議を行うことが重要である。路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであることについて適切に判断される必要がある。

2)地域公共交通計画の記載事項の概要

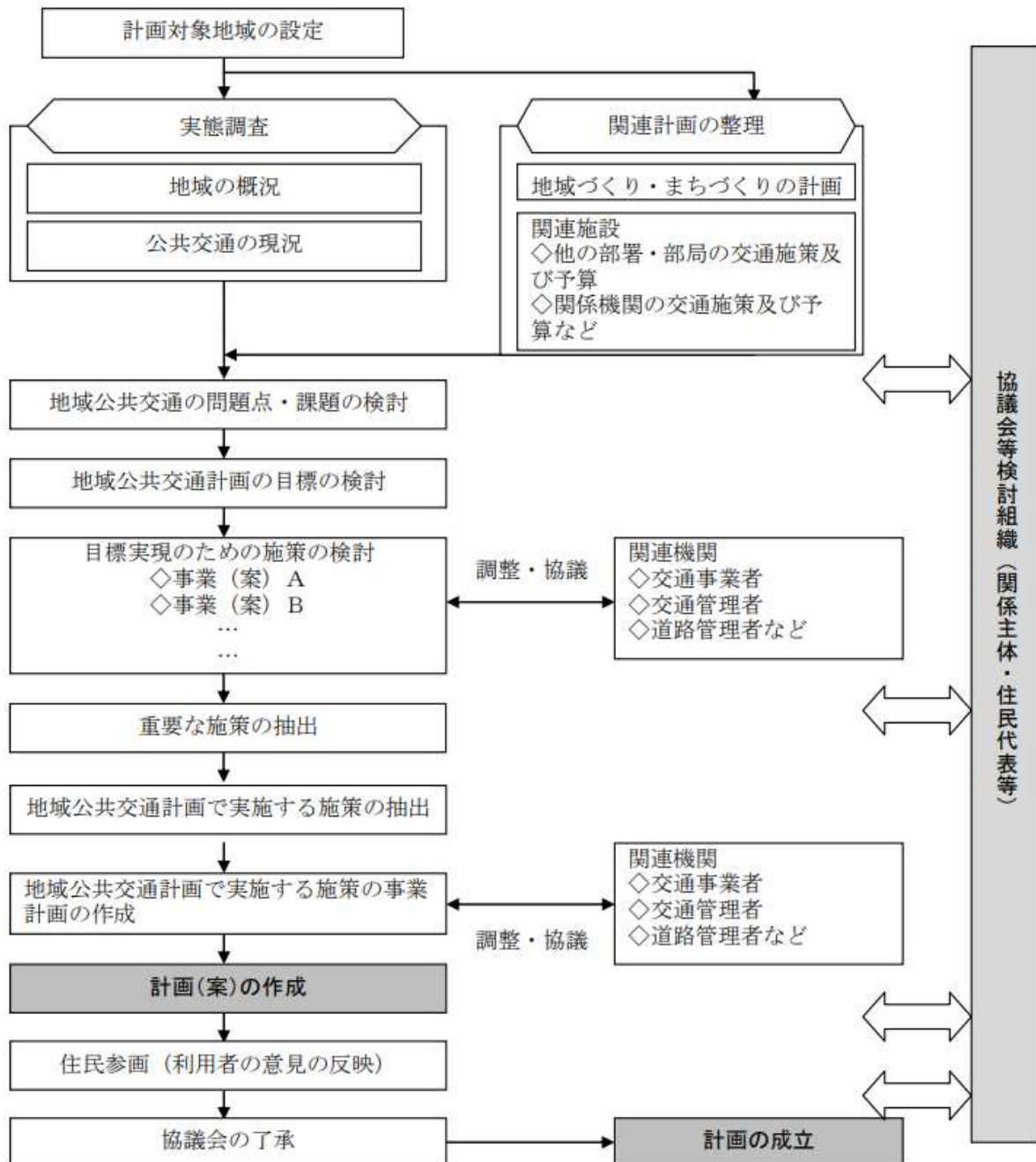
地域公共交通計画に記載が必要な事項（活性化再生法で定められている記載事項）

地域公共交通の主な概要

記載事項	地域公共交通計画
①基本的な方針	地域の実情に関する適切な現状分析に基づき、地域公共交通に関するニーズや課題を可能な限り具体的かつ的確に把握します。その上で、当該地域における公共交通の位置付けや果たすべき役割を明らかにし、さらに、その活性化・再生を通じた今後の地域のあるべき姿を明確にする
②計画の区域	当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とし、当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	<p>地域公共交通に関するニーズや課題は多種多様であることから、連携計画に定める事業については、その活性化及び再生を図るために地域の関係者が必要と認めるあらゆる事業について定めることができる。</p> <p>事業については、その着手予定時期、実施予定 期間について可能な限り具体的かつ明確に記載する。当面 事業の実施の見込みがない場合は、事業の具体化に向けた検討の方向性を記載し、事業が具体化した段階で、計画を適宜変更して事業の内容について記載を追加、修正を行う。</p>
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を特定していく。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則 5 年程度であるが、地域の実情に合わせて設定。

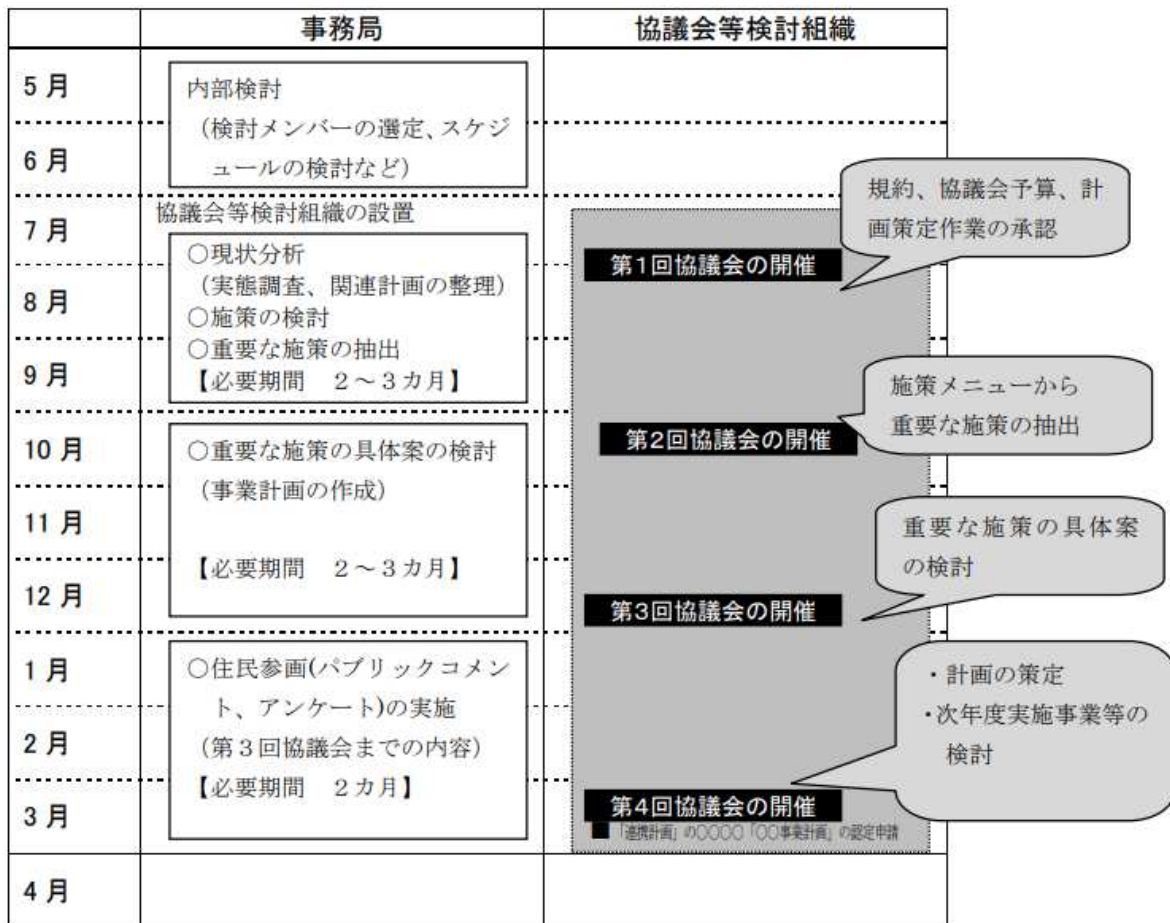
3) 地域公共交通計画作成の主な流れ

下記の図は、基本的な流れを示した図であり、公共交通計画の策定時に検証して定めることとした。



4)地域公共交通計画の策定スケジュール(案)

下記の図は、基本的な流れを示した図であり、公共交通計画の策定時に検証して定めることとした。



8-2. 地域公共交通計画の基本方針・目標の検討

1) 導入検討地域の課題解決の向けた目標設定

①目標の実現のための施策の検討基準（案）

項目	概要
利用者数の増加	試算では1日あたり利用者が高校生で145人、70歳以上の高齢者で206人、合計が351人となっている。 コース別で見ると ・東風平ルートで176名（1便あたり25名） ・具志頭西ルートで54名（1便あたり8名） ・具志頭東ルートで121名（1便あたり17名）
コミュニティバスと路線バスとの乗り換え利便性の確保	コミュニティバスと路線バスとの乗り換え利便性の確保
収支率の改善	運賃が100円の場合の収支率 ・東風平ルートで59% ・具志頭西ルートで17% ・具志頭東ルートで34% 運賃が150円の場合の収支率 ・東風平ルートで88% ・具志頭西ルートで26% ・具志頭東ルートで52%
コミュニティバス間における輸送コストの平準化	年間運行経費の合計が2678万円で、1人1回あたり輸送コストを算出すると、214円となった。
地域内の企業や商店からの協力、支援の増加	協力、支援を受けている企業や商店を実証運行時に算出

地域公共交通マネジメントを考える上で、非常に重要になるのがこの「継続性」です。「改善の意欲の継続」、「積極的な利用意志の継続」、「マイバス意識の継続」といった意識の継続を、「マネジメント体制」や「評価制度」といった体制・制度を上手く活用継続して育てていくことが重要であることから、継続性についても検討する。